

一般財団法人都市スポーツ協会 指導者育成費支出要綱

(目的)

第1条 都市におけるスポーツの振興を図るため、各競技の指導者を養成する事業に対して、一般財団法人都市スポーツ協会が経費の一部を補助する。

(対象となる事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 指導者を新しく養成する講習会、研修会
- (2) 指導者の資質向上に関する講習会、研修会
- (3) 審判員の技術向上に関する講習会、研修会

2 補助の対象となる事業割当ては、一団体一事業とする。

(対象経費及び金額)

第3条 補助対象経費は、事業に直接係る経費とし、金額は次のとおりとする。

別	指導者の指導経験	参加者数	金額(円)
A	未	10名以上	36,000円
B	有	25名以下	18,000円
C		26～49名	27,000円
D		50名以上	36,000円

※補助対象経費は、事業に直接係る経費(食料費は除く)とする。

(実施上の留意点)

第4条 実施上の留意点は、次のとおりとする。

- (1) 事業は、競技団体主管で行うこと。
- (2) 事業の実施にあたっては、計画書及び予算書を提出すること。
- (3) 事業終了後は、報告書(参加者名簿添付)と決算書を年度末までに提出すること。
- (4) 実施期間は、6時間程度を原則とする。

附 則

- 1 昭和59年4月1日施行。
- 2 昭和62年4月1日一部改正。
- 3 平成6年4月1日一部改正。
- 4 平成26年7月1日一部改正。
- 5 令和3年4月1日一部改正(名称変更)